

マイナンバーのご案内

マイナンバーの発送は、10月末から12月です。



マイナンバー（個人番号）は、住民票に記載されるとともに、「通知カード」でお知らせします。

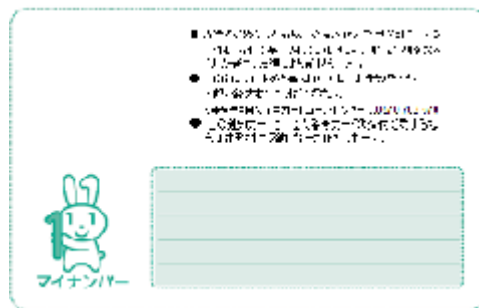
この「通知カード」は、10月末から12月にかけて順次発送されることから、松山市内でも最大で1か月程度の時間差が生じます。通知カードの発送は、国のスケジュールに従って行われますので、各自治体で発送時期が異なります。到着まで、今しばらくお待ちください。

マイナンバーの書かれたカードは2種類

マイナンバーをお知らせする「通知カード」（全員に配布）



(表面)



(裏面)

マイナンバーが書かれたカードは2種類あります。「通知カード」と「個人番号カード」です。今回、簡易書留で皆様にお届けするのは、「通知カード」と呼ばれる紙製のカードです。このカードには顔写真は載っていません。

通知カードと一緒に送られてくるもの

住民票の世帯ごとに、次のものが簡易書留で送られてきます。

- ◆通知カード（世帯人数分）
- ◆個人番号カード交付申請書（世帯人数分）
- ◆マイナンバーに関する案内用紙（世帯で1部）
- ◆返信用封筒（世帯で1部）
- ◆宛名台紙

簡易書留は転送できません

今回の簡易書留は、転送不要で送ることになっています。住民票の住所と異なる場所に住んでいて郵便物の転送設定をしても転送先で受け取ることはできません。転送している人は、簡易書留が市役所に返送されますので、市役所の窓口でお受け取りになるか、施設等への送付先変更申請をしてください（いずれも代理人手続き可能）。12月になっても届いていない人は、裏面のお問い合わせ先へご連絡ください。

もう1つのカード（顔写真あり）については、裏面をご覧ください。

顔写真がある「個人番号カード」（希望者のみ）



(表面)



(裏面)

マイナンバーが書かれたもう1つのカードが「個人番号カード」です。このカードは、プラスチック製で顔写真が載っています。「通知カード」を「個人番号カード」と交換したい人は、「個人番号カード交付申請書」を使って申請してください。申請した人には、平成28年1月以降に市役所からご連絡します。

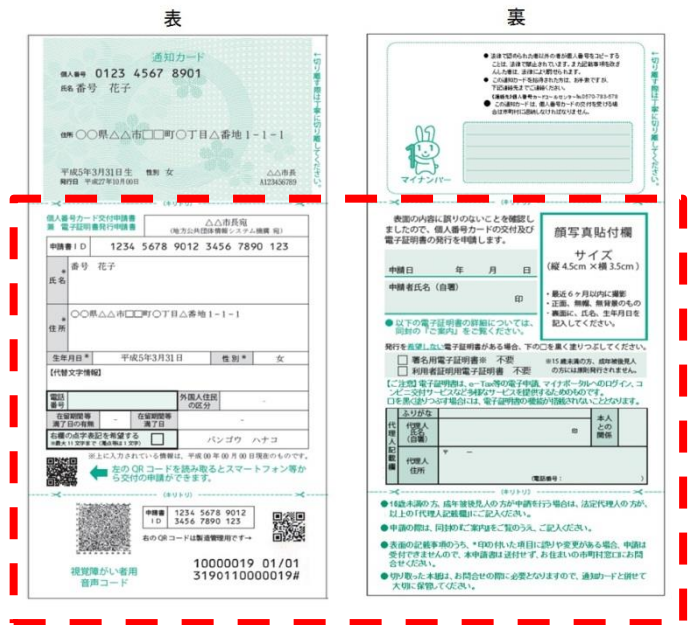
※代理人が個人番号カードを受け取る場合は、本人が窓口に来られない理由を証明するもの（医師の診断書など）や申請者本人の顔写真付書類の提示などの条件があります。

住所異動や氏名変更があったときは・・・

まだ「通知カード」が届いていない方は、新しい住所に簡易書留で送ります。

すでに通知カードをお持ちの方は、窓口へお持ちください。変更後の情報をカードに記入してお返します。

これから個人番号カードを申請しようと考えている方は、通知カードと一緒に届く「個人番号カード交付申請書（点枠部分）」は使えなくなりますので、窓口で新しい申請用紙をお渡します。



自分のマイナンバーを確認するためは・・・

マイナンバーは、皆様のお手元に通知カードをお届けする「通知カード」に書かれていますが、国のスケジュールの都合で、10月末から12月にかけての発送となっています。

会社等に提出するため、お急ぎでマイナンバーが必要な方は、大変申し訳ございませんが、住民票の写しで確認していただきますよう、お願い申し上げます（300円の手数料が必要です）。

通知カード、個人番号カードに関するお問い合わせは

個人番号カードコールセンター：0570-783-578（ナビダイヤル）

市民課マイナンバー担当：0570-089-017（ナビダイヤル）